

野洲市屋外広告物条例(案)に対するパブリックコメントでいただいた意見についての市の考え方(案)

パブリックコメントでいただいたご意見の概要と市の考え方を以下のとおりまとめました。

(1)意見募集期間 平成26年1月23日(木)～2月14日(金)

(2)意見提出者数 2名(直接提出1名 ファクス1名)

NO.	意見概要	市の考え方
1	歩道の道端に野放し状態になっているノボリ旗等が歩行を妨げているので大変危険で何の対策もやらないのはおかしいです。境界より1歩(1.0m)下がるか。地表より3.5m上げて歩行者に当たらない様に指導すべきだと思います。 ※固定広告物と同様市条例化して安心して歩けるように対策をして下さい。	条例(案)では、第3条に広告主及び広告業者の責務を定め、広告物の適正な設置を行うよう努めること、第17条に管理義務を定め、必要な管理を怠らず良好な状態に保持することとしています。広告旗については、条例施行規則(案)に定義付けており、適正に条例が運用されるよう指導を行っていきます。
2	非自家用における屋外広告の高さ、面積を厳しくすると受け取れます。 非自家用広告の制限を厳しくする根拠はどのような現状の調査から検討され、案として出てきているのでしょうか。	野洲市景観形成方針を踏まえ、おおぞらの広がりのある空間を保全し良好な景観を形成するため、建物の上部に設置される屋上広告物に対する規制案として、自家用、非自家用、又は用途地域の別によらず市内一円を5m以下と設定しました。 また、美しい自然景観、広がりのある田園景観を保全するための規制案として、田園に設置されている非自家用の野立広告物に関して規制地域ごとに適正な基準を設定しました。
3	自家用広告物に面積規制と敷地内総量規制、表示方法の規制等を充実させるか、一般広告物の基準を適度に緩和させる事で、非自家用広告物と自家用広告物の基準の格差縮小、乖離の解消を行うべきと考えます。	景観への配慮と経済活動の制限にならないよう規制基準については検討しており、景観形成をともに進めていく設置者の協働により、自家用・非自家用ともに周辺の環境に調和した広告物で形成されていくものと考えています。
4	山々や川などの自然の景観を保全するために乱雑に高く乱立する自家用の広告板、広告塔、自家用・非自家用の屋上広告を規制する必要がありますが、現状の県条例通りで良いのでしょうか。	条例(案)では、第6条に規制地域を定めています。 自然景観の多い第1種・第2種規制地域では、自家用広告物についても全体的に厳しい数値基準が設けられており、自然景観に配慮した内容となっていることから、現状の県条例の数値で適正なものと判断しています。

NO.	意見概要	市の考え方
5	野立広告板、野立広告塔の高さ制限において景観に配慮するならば対象路線の路面高さに対して制限するべきと考えます。	野立広告物を道路側から見た場合だけではなく、その他の視点から見た場合における周辺景観との調和についても考慮し、路面ではなく、設置される地面からの高さによる基準を設定しています。
6	危険性の高い、野立て看板、はり札、立て看板の安全性についてどのような考え方なのかを聞かせて下さい。	危険な広告物については、条例（案）第4条で禁止広告物を定めており、設置を認めていません。 安全管理については、条例（案）第3条に広告主及び広告業者の責務を定め、広告物の適正な設置を行うよう努めること、第17条に管理義務を定め、必要な管理を怠らず良好な状態に保持することとしています。 はり札、立て看板などで簡易除却の対象になるものは撤去しています。
7	非自家用広告物の広告塔においての一面の幅2m以下のような基準は設けるべきではないと考えます。 たとえば野立広告板と広告塔の区分をなくして野立て広告物とし、1面の面積20㎡以内／総表示面積60㎡以内／奥行2m以下／路面からの高さ8m以下のようにするのはどうでしょうか。	広告板と広告塔は形状の違いから周囲の景観に与える影響も異なるため、それぞれの基準を定め適切な指導が必要と考えています。 また、非自家用野立広告塔では、第4種規制地域において、1面の面積14㎡以下／一面の幅2m以下／高さ7m以下とする基準を設けています。
8	案内図板（非自家用広告のうち、地図や地名、矢印や方角、店舗までの距離等を示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている広告物）ですが、案内内容が、広告物表示面積の40%以上必要である根拠が分かりません。20～30%以上の割合で十分に理解できます。	景観形成上、広告を「案内内容にしなければならない」ではなく、「案内内容であれば掲出が可能」とあるという主旨で基準を設けており、非自家用広告物を抑制すべき地域でも、公衆の利便に供する目的で、必要最低限の行き先を案内している案内図板に限定して許可を受けての掲出を可能としています。 案内内容を表示面積の40%以上とする基準は滋賀県条例で運用されている基準を踏襲するものです。

以上から、パブリックコメントによる、野洲市屋外広告物条例（案）の変更は行いません。